平成２２年（フ）第１７９７号
広島県安芸郡熊野町1053番地11
債務者　重田　厚志
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９８号
広島県安芸郡熊野町1053番地11
債務者　重田　澄江
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８７号
高知市杉井流11番５号　ヴィラージュ101
債務者　内田あけみ
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８０５号
高知市長浜5013番地
債務者　三木　和彦
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１１号
高知県南国市立田1529番地13
債務者　國澤　信仁
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１８号
高知市若草南町７番２―108号
債務者　山﨑　　進
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２１号
高知市朝倉本町１丁目７番６号　カノン101
債務者　川渕　草苗
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２４号
高知市長浜4127番地　市住91号
債務者　大内　幸一
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２５号
高知市朝倉己254番地　市住13号
債務者　尾﨑佐代子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２９号
高知市大膳町７番17号　岡﨑マンション302号
債務者　大田　則子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８３４号
高知市池708番地３　レジデンスＡ603号室
債務者　大砂ゆかり
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２号
宮崎県都城市野々美谷町2217番地、住民票上の住所宮崎県都城市野々美谷町2228番地１
債務者　時盛　芳寛
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６３号
宮崎県都城市野々美谷町2217番地、住民票上の住所宮崎県都城市野々美谷町2228番地１
債務者　時盛不二子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第７６号
秋田県能代市鰄渕字古川反35番地３
債務者　佐藤　　基
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第１５５号
茨城県神栖市土合本町４丁目9823番弛２　県営住宅３棟405号
債務者　松村　栄一
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１５７号
茨城県神栖市波崎7733番地12
債務者　山本　　功
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１５９号
茨城県鹿嶋市大字平井1306番地23
債務者　那須野　憲
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第６５４号
京都市右京区西院坤町90番地　エクセレント西院202
債務者　岩本　鋭器
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係